

# 動産移転料調査算定要領

## 第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成 15 年 8 月 5 日付け国総国調第 5 7 号国土交通事務次官通知。以下「運用方針」という。）

第 1 8 に規定する動産移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 調査算定にあたり、動産は次表のとおり区分するものとする。

| 動産区分 | 判 断 基 準                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 屋内動産 | 居住用家財、店頭商品、事務用什器、その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なもの                    |
| 一般動産 | 木材、薪炭、石炭、砂利、庭石、鉄鋼、据付けをしていない機械器具又は金庫その他の動産で、容積及び重量で台数積算を行うのが適当なもの |

## 第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 2 条 動産に関する調査は、世帯（居住用家財以外は所有者）ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 動産所有者、建物所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（建物番号及び室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況、家族人員
- 四 一般動産及び住居面積別標準台数表（別表 1）が適用できない屋内動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
- 五 ピアノ、美術品、金庫等で取扱いの困難な動産については、個別に調査するものとする。
- 六 動産の現況が把握できる写真の撮影
- 七 その他必要と認められる事項

(調査表)

第 3 条 動産の調査表は、前条の調査の結果に基づき、動産調査表（様式第 1 号）に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日

- 三 動産所有者の住所及び氏名又は名称（法人を代表する者の住所及び氏名）
- 四 建物所有者の住所及び氏名又は名称（法人を代表する者の住所及び氏名）
- 五 建物番号 動産が存する建物の建物番号
- 六 建物の種類構造 動産が存する建物の種類構造
- 七 建物延床面積 動産が存する建物の延床面積
- 八 住居面積 所有者が常時居住の用に供している部分の延べ面積
- 九 家族人員 動産が存する建物の居住人数（一世帯あたり）
- 十 所在地 動産の所在地
- 十一 動産の品名 動産の具体的な品名
- 十二 種類 屋内動産（屋内動産は第2条第四号により個別調査を実施したもののみ記載）、一般動産の別（一般動産は必要に応じて屋内、屋外に区分）
- 十三 形状寸法（計算式）
  - 幅×奥行×高さ×個数
  - 一個あたりの重量×個数
  - 幅×奥行×個数
- 十四 重量、体積及び面積 運搬に必要な貨物自動車台数を算出するための重量、体積及び面積

（動産数量の計測、計算数値の取扱い）

第4条 動産調査表へ記載する数量等は次によるものとする。

一 測定単位

動産の幅、奥行、高さの計測単位はメートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。重量の計測単位はトンを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。ただし、幅、奥行、高さ等で小数点以下第二位の計測が困難なものはこの限りではない。

二 計算単位

計測した数値を基に算出した重量、体積及び面積は、小数点以下第三位（小数点以下第四位切り捨て）までとする。

三 集計方法

各動産ごとに算出した重量、体積及び面積は、住居面積別標準台数表（別表1）が適用できない屋内動産、一般動産（必要に応じて屋内、屋外に区分）の別に集計し、その合計については小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。

（図面等）

第5条 作成する図面の種類は次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第六号に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図

を作成するものとする。

二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて適宜作成するものとする。

### 第3章 算定

(補償額の構成)

第6条 動産移転料の構成は、次のとおりとする。

動産移転料 — 屋内動産移転料  
                  — 一般動産移転料

(補償額の算定)

第7条 動産移転料の算定は、動産移転料算定書(様式第2号)を用いて、次式により算定した額とする。

一 動産移転料＝(貨物自動車一台あたりの動産の移転に通常要する梱包、小運搬、積み込み、積み卸しのために必要な労力費、運賃、荷造りの材料費、その他の雑費の合計額)  
×運搬に必要な貨物自動車台数

(一) 労力費

屋内動産にあつては、二トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の二人分とし、四トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の四人分とし、一般動産にあつては二トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の一人分とする。ただし、通常の小運搬の範囲を超える小運搬が必要であると認められるときは、実情に応じて適宜補正することができるものとする。

(二) 運賃

屋内動産にあつては当該地域における引越荷物に係る一日当たりの標準的な一般貨物自動車の運賃を一日当たりの往復回数(通常二回とし、当該地域の実情に応じて適宜一回とすることができるものとする。)で除した運賃とし、一般動産にあつては使用車両の最大積載量及び移転距離(通常四キロメートルとし、当該地域の実情に応じて適宜加算できるものとする。)に基づいた当該地域における一般貨物自動車の標準的な運賃とする。

(三) 荷造材料費

ダンボール箱、ガムテープ等の荷造りに要する資材費とする。

(四) その他の雑費

(一) から (三) の費用の合計額の一〇パーセントとする。

(五) 運用方針第18第3項に規定する取扱いの困難な動産については、通常移転に要する費用に加えて、その実情に応じて必要な経費を加算することができるものとする。

二 建物を残地に移転する場合においては、第一号により算定した額の五〇パーセントか

ら一〇〇パーセントの範囲内で適正に定める額を貨物自動車一台当たりの動産の移転費とする。

三 当該動産の運搬に必要な貨物自動車台数は、次のとおり認定するものとする。

(一) 屋内動産

屋内動産の運搬に必要な貨物自動車台数は、原則として、住居面積別標準台数表（別表１）を適用して求めるものとする。なお、住居面積別標準台数表によることが著しく実情に合わないと思われる場合は、一般動産と同様に実測数量を調査し、台数を認定することができるものとする。

(二) 一般動産

一般動産の運搬に必要な貨物自動車は、動産の品目、種類、数量、体積等に応じた貨物自動車とする。

台数の認定にあたっては、動産調査表にて集計した数量を一台あたりの積載量で除したものとする。集計した数量が体積及び面積の場合は原則として標準積載量表（別表２）で除した台数を認定するものとする。動産の集計は、重量、体積、面積ごとに集計し、それぞれ算出した運搬に必要な貨物自動車台数を合算するものとする。なお、小数点以下の数値がある場合に、四トン積貨物自動車を標準とした場合、〇．五未満の場合は二トン積貨物自動車一台、〇．五以上の場合は四トン積貨物自動車一台を認定するものとし、二トン積貨物自動車を標準とした場合は小数点以下第一位を切り上げた台数とする。

２ 仮住居等を経由して移転する場合においては、前項により算定した額に同額（第１項第一号（一）ただし書きにより補正しているときは補正により増額した額を、第１項第一号（二）において一日の往復回数を一回又は移転距離を四キロメートル以上としているときは、一日の往復回数二回又は移転距離四キロメートルとして計算した額を超える額を、それぞれ控除するものとする。）を加算するものとする。

別表1 住居面積別標準台数表

| 住居面積        | 15 m <sup>2</sup> 未満 | 15 m <sup>2</sup> 以上 30 m <sup>2</sup> 未満 | 30 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 未満 | 50 m <sup>2</sup> 以上 75 m <sup>2</sup> 未満 | 75 m <sup>2</sup> 以上 105 m <sup>2</sup> 未満 | 105 m <sup>2</sup> 以上 140 m <sup>2</sup> 未満 | 140 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満 | 180 m <sup>2</sup> 以上 |
|-------------|----------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------|
| 2トン積貨物自動車台数 | 1台                   |                                           | 1台                                        |                                           | 1台                                         |                                             | 1台                                          |                       |
| 4トン積貨物自動車台数 |                      | 1台                                        | 1台                                        | 2台                                        | 2台                                         | 3台                                          | 3台                                          | 4台                    |

注（１）この表は、家族人員五名以内の場合又は家族人員が五名を超え、かつ、住居面積が五〇m<sup>2</sup>未満の場合に適用するものとし、家族人員が五名を超え、かつ、住居面積が五〇m<sup>2</sup>以上の場合については、五名を超え三名増すごとに二トン積貨物自動車一台を加算（加算したことにより二トン積貨物自動車が二台となるときは、四トン積貨物自動車一台に置き換えるものとする。）して適用するものとする。

この場合において、人員に三名未満の端数が生ずるときは三名として計算するものとする。

（２）住居面積は移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。

別表2 標準積載量表

| 種別        | 単位    | 体積                | 面積                 |
|-----------|-------|-------------------|--------------------|
| 2トン積貨物自動車 | 1台あたり | 7 m <sup>3</sup>  | 6.5 m <sup>2</sup> |
| 4トン積貨物自動車 | 1台あたり | 14 m <sup>3</sup> | 13 m <sup>2</sup>  |